（削る）		
(3)　三時間以上　十六万九千円（中小企業事業主にあつては、二十二万五千円） ロ　生産性要件に該当する事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の(1)から(3)までに定める額 (1)　一時間以上二時間未満　五万二千円（中小企業事業主にあつては、七万円） (2)　二時間以上三時間未満　十万五千円（中小企業事業主にあつては、十四万円） （削る） （削る） (3)　三時間以上　二十一万三千円（中小企業事業主にあつては、二十八万四千円）		
（削る）		
（返還命令等に関する暫定措置） **第十七条の六**　（略） （能力開発事業に関する暫定措置） **第十七条の七**　法第六十三条第一項第一号に掲げる事業及び同項第九号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十一条、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条、第百三十八条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。 一・二　（略）		

(4)　四時間以上五時間未満　十三万五千円（中小企業事業主にあつては、十八万円） (5)　五時間以上　十六万九千円（中小企業事業主にあつては、二十二万五千円） ロ　生産性要件に該当する事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の(1)から(5)までに定める額 (1)　一時間以上二時間未満　四万三千円（中小企業事業主にあつては、五万七千円） (2)　二時間以上三時間未満　八万六千円（中小企業事業主にあつては、十一万四千円） (3)　三時間以上四時間未満　十二万八千円（中小企業事業主にあつては、十七万円） (4)　四時間以上五時間未満　十七万円（中小企業事業主にあつては、二十二万七千円） (5)　五時間以上　二十一万三千円（中小企業事業主にあつては、二十八万四千円）		
（東日本大震災に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置） **第十七条の六**　特定被災区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和三年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。 （返還命令等に関する暫定措置） **第十七条の六の二**　（略） （能力開発事業に関する暫定措置） **第十七条の七**　法第六十三条第一項第一号に掲げる事業及び同項第八号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十一条、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条、第百三十八条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。 一・二　（略）		